

4月から開始

施設の屋内は原則禁煙へ！



4月から健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されます。
受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。
望まない受動喫煙を防ぐため、多くの人が利用する施設は原則「屋内禁煙」となります。

令和元年7月1日～

第1種施設（市役所・学校・保育施設・病院など）

実施中

原則敷地内禁煙

公共施設などで禁煙を実施中。駐車場など敷地全てが禁煙対象。

令和2年4月1日～

第2種施設（事業所・ホテル・旅館・飲食店など）

4月～

原則屋内禁煙

事務所や店舗、工場などの屋内は、屋内禁煙が義務化。違反した場合は罰則（過料）があります。

Q. 企業や飲食店などはどう対応したらよいですか？

A. 新たなルールに基づいた受動喫煙対策が求められます。
施設の管理権原者の皆さんは、経営判断により次のいずれかを選択しなければなりません。

01 屋内禁煙の実施

- ・喫煙器具、設備の設置禁止
- ・屋内で喫煙しようとする者に対して、中止を求める法の基準を満たした喫煙専用室を設置することができます。喫煙専用室での喫煙以外の行為（飲食、事務作業など）は禁止されています。

例外的経過措置

- ・加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食なども可能です。
- ・一部の小規模飲食店は店舗全体もしくは一部を喫煙可能とすることができます。その場合、浜田保健所への届け出が必要です。下記までお問い合わせください。

02 屋外に喫煙場所を設置する場合の配慮義務

屋外に喫煙場所を設置する場合、施設の利用者が多く集まるような場所には設置しないことなどの配慮義務が課されています。

03 喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室を設置する場合は、標識の掲示が義務付けられています。



04 20歳未満は立ち入り禁止

施設に喫煙室を設置する場合、20歳未満の人は客・従業員ともに喫煙エリアに入ることができません。

05 従業員の受動喫煙防止対策

従業員に対する受動喫煙防止対策を講ずることも必要です。

☎浜田保健所健康増進課 0855(29)5552